

## 答 申 書

### 第1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁が、令和6年4月30日に6松（子育）第82号でした行政情報の一部を公開する決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

#### 1 本件公開請求

審査請求人は、令和6年4月15日、処分庁に対し、松山市情報公開条例（平成12年松山市条例第61号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、公開請求に係る行政情報の名称又は内容を「松山市児童扶養手当障害判定医師（子育て支援課嘱託医師） 精神科障害判定医師の病院名と医師名」として行政情報の公開を請求した（乙第1号証）。

#### 2 本件処分

処分庁は、令和6年4月30日、審査請求人に対し、情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分をした（乙第2号証）。

#### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和6年5月1日、審査庁に対し、本件処分を不服として審査請求をした。

#### 4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和6年7月2日、本件審査請求を情報公開条例第20条第1項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、同審議会の情報公開分科会は松山市文書法制審議会条例（平成28年松山市条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより本件審査請求を調査審議することとした。

### 第3 本件公開請求に係る行政情報の特定

処分庁は、児童扶養手当障害認定医名簿を毎年度作成しているため、本件公開

請求に係る行政情報を本件処分時に保有していた最新の児童扶養手当障害認定医名簿である「令和6年度児童扶養手当障害認定医名簿」に特定した。

#### 第4 本件処分の内容・理由

処分庁は、第3の行政情報のうち、病院名、医師氏名、郵便番号、住所及び電話番号の部分（以下これらを「本件非公開部分」という。）を情報公開条例第7条第7号カ（いわゆる「事務事業執行情報」）に該当するため非公開とした（乙第3号証）。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

審査請求書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

##### 1 審査請求の趣旨

本件非公開部分の公開を求める。

##### 2 審査請求の理由

市民の知る権利の方が、市の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすという非公開の理由を上回る。

#### 第6 処分庁の主張の要旨

弁明書によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

##### 2 弁明の理由

認定医は医師の見地から公正な判断をしなければならず、時として関係者の意に反する場合があります、認定医の氏名等が公開されれば、申請者などが判定に対する不満や意見を認定医に直接述べようとする事態になることが容易に予想される。

そうなると、認定医の通常業務に支障が発生し、認定医を辞退する状況が考えられ、認定医の確保が困難となり、処分庁の適正な事務の遂行に支障が生じる。

また、認定医の情報は公にされないことを前提に市と認定医との信頼関係の下

で取り扱われており、これを公開すると認定医との信頼関係が損なわれ、今後の理解、協力が得られにくくなる。

よって、本件非公開部分は情報公開条例第7条第7号カに該当する情報であるから、これを非公開とした本件処分は妥当である。

## 第7 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年 月 日	経 過
令和6年7月2日	諮問書の受理
令和6年8月13日	第1回審議
令和6年9月3日	第2回審議

## 第8 当審議会の判断

### 1 情報公開条例の基本的な考え方

情報公開条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、処分庁は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならないこととしている（第7条）。

### 2 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が本件行政情報を情報公開条例第7条第7号カに該当することを理由として一部を非公開とする決定をしたものである。

### 3 本件審査請求の争点

前記第5の審査請求人の主張及び第6の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は、令和6年度児童扶養手当障害認定医名簿のうち、本件非公開部分を情

報公開条例第7条第7号カに該当するため非公開とした決定は妥当かどうか、である。

#### 4 争点についての判断

(1) 情報公開条例第7条第7号カは、「当該事務事業の性質上、公にすることにより、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報」を非公開情報としている。

情報公開事務の手引（乙第4号証）によると、情報公開条例第7条第7号カの非公開情報には、公開することにより、事務事業の目的を達成する上で支障を生じ又は目的が達せられなくなる情報や、関係当事者間の信頼関係が損なわれたり、又は関係者の理解、協力等が得られにくくなると認められる情報などが該当するが、当該情報を公開することによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることによる公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な執行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものに限り非公開とするとしている。

(2) 本件について検討すると、認定医の氏名や病院名等の情報を公開した場合、その情報を知った関係者の言動によっては、認定医の通常業務に支障が発生し、認定医が辞退を申し出るおそれがあるばかりでなく、将来的にも医師が認定医の受託や就任を躊躇することによって認定医の確保が困難となる可能性は否定できず、処分庁の事務事業の適正な執行に及ぼす支障は重大であると認められる。

(3) この点、審査請求人は、市民の知る権利が市の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすという理由よりも上回る旨主張する。

しかし、本件においては、市民の知る権利の保護も含めた情報公開による利益と比較衡量してもなお、(2)で述べたような処分庁の事務事業の適正な執行に及ぼす支障は重大で、当該事務事業の存続にかかわるほど看過し得ない程度のものであり、本件における認定医の氏名等の本件非公開部分は、情報公開条例第7条第7号カに該当する。

本件非公開部分が同号に該当する以上は、審査請求人の知る権利も制約を受けざるを得ないから、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 結論

以上より、処分庁が本件非公開部分を情報公開条例第7条第7号カに該当するとして非公開とした決定は妥当である。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年9月3日

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 桐 木 陽 子

同 高 橋 直 子

同 甲 斐 朋 香